

地域コミュニティ協議会の支援のあり方  
検討委員会

報告書

平成26年10月

地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会

# 地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会報告書

## 目次

1	はじめに	1
2	方向性	1
	(1) コミ協の位置づけ、役割を明確化	2
	(2) 運営基盤の強化と活動の活性化	3
	(3) 他組織との協働・協力を推進	5
3	参考資料	6
	「 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">図 1</span> 地域コミュニティ協議会の主体性の形成に向けて」	6
	「検討委員会 委員名簿」	7
	「検討委員会の開催状況」	8

## 1. はじめに

新潟市では、市民が主体となった地域づくり・まちづくり活動を推進するため、平成17年度から、自治会・町内会を中心にさまざまな地域団体やNPO、企業などの参加による「地域コミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）」を結成し、活動してきました。

コミ協が活動をすすめていくうえでの課題として、平成23、24年度2か年をかけた大学連携研究事業「超高齢化社会への対応」では、「新しい地域づくりの推進に向けた提言―地域コミュニティ協議会に対する市の支援策のあり方―」が作成されました。

また、平成25年度には「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討ワークショップ」が各区で開催され、コミ協が必要な支援策について議論を行いました。

このような経緯から、平成26年度5月～8月に「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会」を開催し、以下のとおり意見を取りまとめましたので、報告いたします。

## 2. 方向性

急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎え、市民力・地域力と豊かな田園・自然、拠点性を活かした安心して健康な暮らしとまちの発展が求められています。

そのためには、行政の力だけでは限界があるため、「持続可能」をキーワードに地域が果たす役割の重要性が増してきています。

コミ協が地域づくりを主体性と自主性を持って担うためには、今後も活動レベルに応じた支援のあり方について検討を続けていく必要があります。

なお、この報告書にある施策については、4年後に評価・検証を行う必要があります。

## (1) コミ協の位置づけ、役割を明確化

### ① コミ協の位置づけを市の姿勢として明確に示す必要がある

▷ コミ協は地域課題の解決と住民交流の主体となる自主・自立的な組織である。

**【施策】** 自治基本条例に明記（平成27年度から実施すべきである）

### ② 役割（理念）をより具体的に、しっかり定義づけながら、自由度が高く弾力的な運用を可能にする必要がある

▷ コミ協は主に小学校区又は中学校区ごとに設置する。

▷ 自律的な役割の姿（地域課題を自ら把握し、解決する…）を明示する（**図1**）。

▷ 期待される役割の例（地域の防災防犯防火、福祉、教育、環境美化、市や他団体との協働、公共施設の維持管理、地域の特色を活かした活動など）を明示する。

▷ 市はコミ協の自主性を尊重し、協働を進めるために必要な支援を行う。

**【施策】** 要綱等で規定（平成27年度から実施すべきである）

**【施策】** 条例化を検討（3年以内に実施するのが望ましい）

### ③ コミ協が政策形成に参画できるように配慮が必要である

▷ コミ協は地域の声を行政に持っていく役割を担い、いかに実現するかを考える。

▷ コミ協は課題を解決する主体性を持った運動体である。

**【施策】** 要綱と協働の指針で規定（平成27年度から実施すべきである）

## (2) 運営基盤の強化と活動の活性化

### ①運営体制を強化する必要がある

- ▷期待される役割の検討・実施や自らの活性化のため、事務局人件費などに充てられる補助制度が必要である。
- ▷自立を促すための支援（格差の是正）が必要である。
- ▷活動レベルに応じた支援が必要である。

**【施策】** 補助制度の拡充（3年以内に実施するのが望ましい）

### ②全てのコミ協に事務局拠点を確保する必要がある

- ▷活動の拠点として公民館、学校の空き教室、空き家などの活用を検討する。

**【施策】** 公共施設等の活用に向けた市内調整等（3年以内に実施するのが望ましい）

- ▷既存の補助制度（コミ協事務所借上補助金）の周知を強化する。

**【施策】** コミ協との個別相談（平成27年度から実施するべきである）

### ③人材育成を推進する必要がある

- ▷会計や法務等、運営に直接役立つ講座、新任委員に特化した講座などを実施する。

**【施策】** 講座等の実施（平成27年度から実施するべきである）

- ▷運営ハンドブックを作成する。

**【施策】** ハンドブックの作成（3年以内に実施するのが望ましい）

▷地域で活動したい（できる）人材の登録制度が必要である。

**【施策】** 制度の検討着手（平成27年度から実施すべきである）

▷地域教育コーディネーターとの連携を強化する。

**【施策】** 連携方法の検討着手（平成27年度から実施すべきである）

▷コミ協事例発表会を開催する。

**【施策】** 発表会の実施（平成27年度から実施すべきである）

▷市民のコミ協活動への積極参加を推進する。

**【施策】** 推進方法の検討（3年以内に実施するのが望ましい）

#### ④持続可能な補助制度とする必要がある

▷地域活動補助金の補助対象事業を再整理する。

**【施策】** 補助制度の見直し（平成27年度から実施すべきである）

▷各種補助制度の整理・統合を行う。

**【施策】** 補助制度の整理・統合に向けた庁内調整等（3年以内に実施するのが望ましい）

#### ⑤コミ協の理解度向上を図る必要がある

▷市民がコミ協を理解できるようパンフレットなどを作成する。

▷「協働提案モデル事業」のコミ協枠の設定など、公開審査会と成果発表会を開催する。

**【施策】** コミ協の周知（平成27年度から実施すべきである）

### (3) 他組織との協働・協力を推進

①コミ協の意見交換の場の創出を行う必要がある

▷コミ協同士の情報交換会や研修会を実施する。

**【施策】** 情報交換会等の実施（平成27年度から実施すべきである）

②コミ協の理解度向上を図る必要がある（再掲）

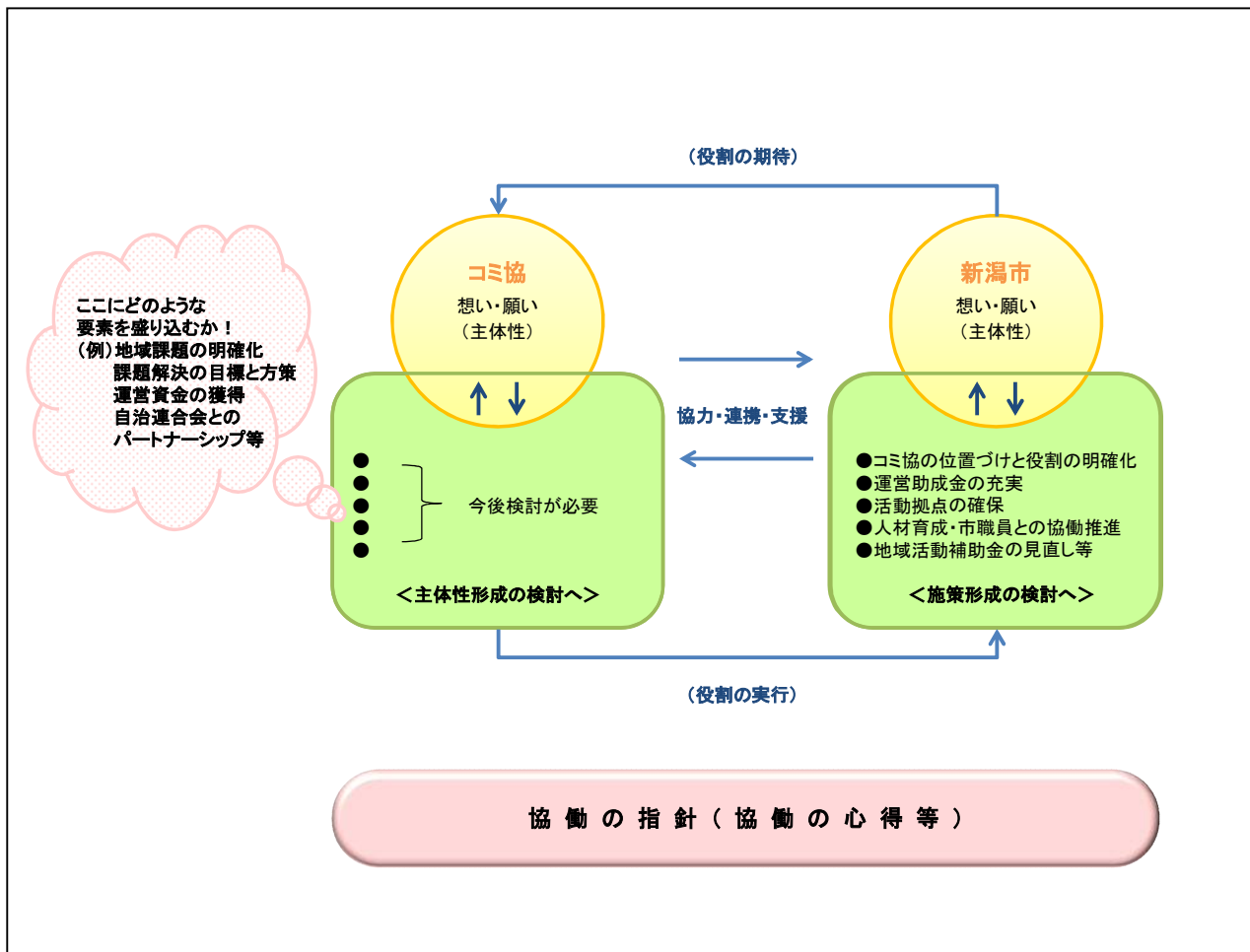
▷自治会・町内会、自治連合会、NPO、公共的団体などとの連携を強化する。

**【施策】** 理解度向上の機会の創出（平成27年度から実施すべきである）

**【施策】** の実施時期が「3年以内に実施するのが望ましい」と記載があるものについても、早急に実施できるものについては、前倒しにして実施していくこと。

### 3. 参考資料

図1 地域コミュニティ協議会の主体性の形成に向けて





## 検討委員会 委員名簿

	氏 名	役 職	委員区分
	渡邊 忠芳	松浜地区コミュニティ協議会 副会長	地域コミュニティ 協議会（北区）
	細野 仁	山の下地区コミュニティ協議会 副会長	地域コミュニティ 協議会（東区）
	森 啓祐	鏡淵小学校区コミュニティ協議会 会長	地域コミュニティ 協議会（中央区）
	豊岡 克	両川地区コミュニティ協議会 会長	地域コミュニティ 協議会（江南区）
	田村 由美子	小合地域コミュニティ協議会 副会長	地域コミュニティ 協議会（秋葉区）
	棚村 真寿美	大通コミュニティ協議会 会長	地域コミュニティ 協議会（南区）
	岡本 松男	内野コミュニティ協議会 前会長	地域コミュニティ 協議会（西区）
	若林 馨	巻地区まちづくり協議会 事務局長	地域コミュニティ 協議会（西蒲区）
	右近 次男	元江南区自治協議会 会長 自治協アドバイザー会議 委員	学識経験者
	新藤 幸生	区自治協議会会長会議 座長	学識経験者
	富澤 佳恵	新潟NPO協会 常務理事	学識経験者
<b>座長</b>	丸田 秋男	新潟医療福祉大学 副学長	学識経験者
	山賀 昌子	まちづくり学校 事務局長	学識経験者
	香田 和夫		公募委員
	河野 良枝		公募委員

## 検討委員会 開催実績

○平成26年度

回	月 日	検 討 内 容
1	5月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・趣旨説明</li><li>・スケジュール説明</li><li>・検討項目の選定</li><li>・「コミ協の位置づけ・役割」の検討</li></ul>
2	6月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「コミ協の位置づけ・役割」について</li><li>・「コミ協への支援」について</li><li>・「外部との協働・協力」について</li></ul>
3	7月4日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「外部との協働・協力」について</li><li>・「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討（中間報告）」について</li></ul>
4	8月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・中間報告「3. 他組織との協働・協力を推進します」について</li><li>・中間報告に対する意見について</li></ul>
5	8月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討（最終報告案）」について</li></ul>